

工事実施計画書

部 課

1 予算

科目 款 項	期別 年度 半期	予算計上額 A	前回までの起工 計画承認額 B	今回起工経伺額 C	起工経伺額計 D (B + C)	予算残額 E (A - D)	備考
		円	円	円	円	円	

財源 内 訳	財 源 種 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 見 込 額	摘 要
	国 庫 補 助 金	円	円	円	
	起 債				
	寄 付 金				
	一 般 歳 入				
	計				

- 注 1 本表は、事務費を除いた額とし、事業費ごとに作成すること。
- 2 財源内訳の収入見込額は、国庫補助内示額、寄付金等の収入見込額を記入すること。

2 今回起工計画箇所内訳

期別 年度 半期

工 事 名	工 事 場 所				起 工 額	支 払 計 画 額	債 務 負 担 行 為		執 行 方 法	予 定 工 期 自 年 月 至 年 月	所 管	部 課	
	路川名	郡 市	町 村	大 字			自 年 度 至 年 度	債 務 負 担 額				備 考	
					円	第 1 四 半 期		円					
						円							
						第 2 四 半 期							
						円							
						第 3 四 半 期							
						円							
						第 4 四 半 期							
						円							
計	箇所				円	円		円					

備考

- 1 本表は、事務費を除いた額を記載すること。
- 2 今回起工経何額Cの範囲内で工事場所を変更する場合は、該当箇所を工事実施計画変更計画書とし2についてのみ記載するものとし、変更前を黒、変更後を赤で記載すること。
- 3 今回起工経何額Cの範囲内で当該四半期中の支払計画額を変更するときは、工事実施計画変更計画書とし2の支払計画額のみについて記載すること。
- 4 新たに追加工事をする場合は、追加工事実施計画書として作成すること。

その１（提出用）

ファイル基準		保 存 期 間		書 目 名			
—		長(30)・長() 10・5・3・2・1・1 未		(登録番号 —)			
決 裁 区 分		起 案 年 月 日		起 案 者			
		年 月 日		部 課			
				(電話番号)			
本内申書のとおりに起工してよろしいでしょうか。							
起 工 内 申 書 第 号 年 月 日 群馬県知事様 () 事 務 所 長 次のとおり起工したいので内申します。							
工 事 名							
工 事 場 所							
契 約 方 法		条件付き一般競争入札 ・ 指名競争入札・随意契約					
予 算 科 目							
入 札 保 証 金		徴 収 ・ 免 除		契 約 保 証 金		徴収（金銭・役務）・免除	
最低制限価格		要 ・ 不 要		指 名 人		別添内申のとおりに	
前 払 金		要〔請負金額の10分の 以内〕 ・ 不要 〔ただし、最高限度 円〕					
工 事 実 施 計		年度 半期分〔当初・変更〕 年 月 日決裁 追加					
備 考							
決 裁 年 月 日		公 印 押 印		施 行 年 月 日			
県 報 登 載		公 印 区 分		発 送 区 分			
☐ 要登載 (例規番号 第 号)		1 普通 2 印影印刷 3 事前押印 4 公印省略		1 書面発送 2 ファクシミリ 3 電子メール 4 電子掲示板 5 その他()			

その2（控え用）

ファイル基準		保 存 期 間			書 目 名		
—		長(30)・長() 10・5・3・2・1・1 未			(登録番号 —)		
決 裁 区 分		起 案 年 月 日			起 案 者		
		年 月 日			事 務 所 (電話番号)		
本書のとおり内申してよろしいでしょうか。 起 工 内 申 書 第 年 月 日 号 群馬県知事様 () 事 務 所 長 次のとおり起工したいので内申します。							
工 事 名							
工 事 場 所							
契 約 方 法		条件付き一般競争入札 ・ 指名競争入札・随意契約					
予 算 科 目							
入 札 保 証 金		徴 収 ・ 免 除		契 約 保 証 金		徴収（金銭・役務）・免除	
最低制限価格		要 ・ 不 要		指 名 人		別添内申のとおり	
前 払 金		要 [請負金額の10分の 以内] ・ 不要 [ただし、最高限度 円]					
工 事 実 施 計 画		年度 半期分 [当初・変更] 年 月 日 決 裁 [追加]					
備 考							
決 裁 年 月 日		公 印 押 印			施 行 年 月 日		
県 報 登 載		公 印 区 分			発 送 区 分		
☐ 要 登 載 (例規番号 第 号)		1 普通 2 印影印刷 3 事前押印 4 公印省略			1 書面発送 2 ファクシミリ 3 電子メール 4 電子掲示板 5 その他()		

第 号
年 月 日

所長 様

課長

入 札 執 行 依 頼 書

年 月 日付け で内申のあった工事については、契約担当者の決裁を得たので、群馬県建設工事執行規程第13条第1項の規定により下記書類を添えて送付するから、群馬県財務規則第4条第2項の規定により入札を執行してください。

記

- 1 指名業者調書
- 2 予定価格等調書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

印

指 名 通 知 書

あなたを入札者に決定したから、下記事項を了承の上、入札書を提出してください。
記

1 入札に付する事項

- (1) 対照番号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工事完成期日 設計書記載のとおり

2 設計書及び契約条項を示す場所

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 年 月 日 午前（後） 時入札 即時開札
- (2) 場所

4 工事費内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 徴収 入札金額の 1 0 0 分の 5 以上の金額を入札書提出の前までに納付すること。
免除

- (2) 契約保証金 徴収 A 契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を契約書提出の際に納付すること。
B 契約金額の 1 0 0 分の 3 0 以上の金額を契約書提出の際に納付すること。
免除

6 その他必要な事項

- (1) 現場説明は、 月 日午前（後） 時から において行う。
- (2) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。
- (3) 開札の結果落札者がいないときは、再度の入札に付することがある。
- (4) ①契約保証金 A は、群馬県財務規則の定めによる有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券に係る保証に付し、又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
②契約保証金 B は、公共工事履行保証証券に係る保証（保証金額は、契約金額の 1 0 0 分の 3 0 以上とし、引渡した工事目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことがある場合に、当該契約の内容に適合しないことを保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。
- (5) 公共工事の前払金 有
無
- (6) 最低制限価格 有
無

注 1 低入札価格調査制度を適用する入札の場合は、「(6) 最低制限価格」を「(6) 低入札価格調査制度」と表示する。

2 ぐんま電子入札共同システムによる場合は、同システムによる様式を使用する。

入 札 辞 退 届

工事等の名称

上記について指名を受けましたが、都合により入札参加を辞退します。

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

群馬県知事 あて

- 注1 この届けの提出により、今後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- 2 この届けは、必ず入札執行前に提出してください。なお、再度の入札または再々度の入札にあっては、入札執行前に、この届出又は入札を辞退する旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出してください。
- 3 入札を無断で辞退することがないように十分注意してください。
- 4 ぐんま電子入札共同システムによる場合は、同システムによる様式を使用してください。

予 定 価 格 等 調 書			
工 事 名			
工 事 場 所			
予 定 価 格		消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 抜 き	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 込 み
		円	円
最 低 制 限 価 格		円	円
		(予 定 価 格 の %)	(予 定 価 格 の %)
そ の 他	1 設 計 額	円	円
	2 県 支 給 物 件 額	円	円
	3 差 引 請 負 対 象 額 (1 - 2)	円	円
年 月 日 職 作 成 者 氏 名			

注 1 最低制限価格は、群馬県財務規則第 178 条の規定により最低制限価格を設ける必要がある場合に記入する。

2 低入札価格調査制度を適用する場合その他のこの様式により難しい場合は、必要に応じて変更して使用するものとする。

入 札 書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所

入札者

氏 名

印

群馬県財務規則及び群馬県建設工事執行規程を了承の上、次のとおり入札します。

1 入 札 金 額 金 円

2 工 事 名

3 工 事 場 所

注 1 見積書の場合は、「入札」とあるのは「見積」とすること。

2 入札書には、事業者が見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税の納税義務がある事業者にあつては消費税及び地方消費税の額を含まない金額、同税の納税義務が免除される事業者にあつては同税の納税義務がある事業者と同一の間尺で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を記載すること。

3 ぐんま電子入札共同システムによる場合は、同システムによる様式を使用すること。

入 札 執 行 調 書

入 札 日 時	前 年 月 日 午 時 開 札 後				
入 札 場 所					
工 事 名					
工 事 場 所					
業 者 名	第 1 回 金 額	第 2 回 金 額	第 3 回 金 額		備 考
////////////////////////////////////					////////////////////////////////////
////////////////////////////////////					////////////////////////////////////

- 注 1 入札金額は、入札書に記載された金額の 10% に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。
- 2 落札宣言は、「〇〇建設株式会社、入札書記載金額〇〇〇円。これに 10% を加算した金額で落札」とすること。
- 3 ぐんま電子入札共同システムによる場合は、同システムによる様式を使用すること。

第 号

年 月 日

課長 様

所長

入 札 執 行 報 告 書

年 月 日執行した入札については、下記の関係書類のとおりです。

記

- 1 入札執行調書
- 2 入札書
- 3 予定価格等調書

建設工事請負契約書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期

年 月 日から
年 月 日まで

4 請負代金額 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）

〔注〕 （ ）の部分は受注者が課税事業者である場合に記載する。

5 契約保証金 （免除） 金 円

6 解体工事に要する費用等

〔注〕建設工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合にあつては、（1）解体工事に要する費用、（2）再資源化等に要する費用、（3）分別解体等の方法、（4）再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。（必要に応じて別紙により記入する。）

7 建設発生土の搬出先等

〔注〕この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり」と記入し、設計図書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者とは各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 住 所
氏 名

印

受 注 者 住 所
氏 名

印

〔注〕受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

建設工事請負契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律

第160号) 第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(適正な労務費の確保等)

第3条の2 (A) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとする。

(3) 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。

イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。

ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。

ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。

ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに係る書面を提出すること。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

(1) 前項第1号の支払に関する書面

(2) 前項第2号の支払に関する書面

(3) 前項第3号の契約を締結したことに係る書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。（適正な労務費の確保等）

第3条の2 (B) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

(1) 前項第1号の支払に関する書面

(2) 前項第2号の支払に関する書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(契約の保証)

第4条 (A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さ

なければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

第4条（B） 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において、当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の100分の30以上としなければならない。

3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の100分の30に達するまで、発注者は保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によっても、なおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときには、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の選定等）

第6条の2 受注者は、下請負契約を締結する場合には、当該契約の相手方を群馬県内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

2 受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は群馬県内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は群馬県産とするよう努めなければならない。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の社会保険等加入義務等）

第7条の2（A） 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

第7条の2（B） 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施

工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) (A) [] 主任技術者

(B) [] 監理技術者

(C) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権

限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連携体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果、不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をすると

きは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以

下「工事用地等」という。)を、受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を

受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（請負代金額の変更方法等）

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この項及び次項において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下次項において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、その採った措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下次項において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整

わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第33条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合に

において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは3分の2）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金（中間前払金を除く）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以

外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 回を超えることができない。なお、中間前金払の支払いを受けた場合は、この回数をその都度1回減じるものとする。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ （9／10－前払金額／請負代金額）

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（１－前払金額／請負代金額）

（債務負担行為に係る契約の特則）

第４０条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

２ 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

３ 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）

第４１条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第３５条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第３６条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第３８条第１項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

２ 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第３５条第１項及び第４項の規定にかかわらず、受注者は契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

３ 第１項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第３５条第１項及び第４項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（円以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。

４ 第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第３５条第１項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

５ 第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、受注者は、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第３６条第４項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第４２条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約

会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの式により算定する。

(1) 中間前払金を選択した場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9 / 10$

－ 前会計年度までの支払金額

－ (請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額)

$\times$ (当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額)

$\div$ 当該会計年度の出来高予定額

(2) 部分払を選択した場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9 / 10$

－ (前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額)

－ {請負代金相当額－(前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額

) }

$\times$ 当該会計年度前払金額 $\div$ 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度 回

年度 回

年度 回

なお、中間前払金の支払いを受けた場合は、この回数を1回減じるものとする。

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払いに対する工事中止)

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 (A) 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

第45条（B） 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、**第47条**又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第46条の2 受注者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条及び第48条において同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者からこの契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為を受けた場合は、その旨について、発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。なお、下請業者又は工事関係者（以下この条において「下請業者等」という。）が不当要求行為を受けた場合は、受注者に速やかに報告することを当該下請業者等に指示し、その旨について当該下請業者等から報告を受けた場合は、発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出しないとき又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除

することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。

以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第50条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第47条各号又は第48条各号のいずれか

に該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
- (2) 工事完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第54条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定によ

る前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第55条の2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約の締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（独占禁止法第7条の4第1項の規定に基づき課徴金の納付を命じない場合を含む。）。

(2) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いの日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能

であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるもの

を直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第59条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による群馬県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の群馬県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、同審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第62条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

注 この約款については、各請負契約の具体的事情に応じ、別に定めるところにより、条項を選択又は削除し、空欄を補充して使用するものとする。

建設工事請負仮契約書

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期

年 月 日から
 (群馬県議会議決の日)
 年 月 日まで
- 4 請負代金額 金 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
 [注] () の部分は受注者が課税事業者である場合に記載する。
- 5 契約保証金 (免除) 金 円
- 6 解体工事に要する費用等
 [注] 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合にあっては、(1) 解体工事に要する費用、(2) 再資源化等に要する費用、(3) 分別解体等の方法、(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。（必要に応じて別紙により記入する。）
- 7 建設発生土の搬出先等
 [注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり」と記入し、設計図書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者とは各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

なお、この契約に基づく本契約の締結について、群馬県議会の議決（群馬県知事の専決処分を含む。）があったときは、この契約書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 住 所
氏 名 印

受 注 者 住 所
氏 名 印

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

課税事業者届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
氏 名

下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の者）となる予定であるのでその旨届出します。

記

課税期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
課税期間 (予定)	自	年	月	日
	至	年	月	日

(注) 契約期間が課税期間を超える場合は、課税期間(予定)を記入すること。

免税事業者届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
氏 名

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者）となる予定であるのでその旨届出します。

記

免税期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
免税期間 (予定)	自	年	月	日
	至	年	月	日

(注) 契約期間が免税期間を超える場合は、免税期間(予定)を記入すること。

請 書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所
受注者
氏名

印

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	着 工	年 月 日
	完 成	年 月 日
請 負 代 金 額		

上記の工事を次の事項により施工することをお請けします。

- 1 頭書の工事を頭書の工期内に別冊設計書、図書及び仕様書に基づき完成すること。
- 2 この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。ただし、貴職の承認を得た場合は、この限りでないものとする。
- 3 工事の施工に関しては、すべて貴職の指定した監督員（以下「監督員」という。）の指揮監督に従うこと。
- 4 工事の使用材料は、使用前に監督員の検査を受け、合格したものを使用すること。検査の結果不合格となった材料は遅滞なく引き取ること。
- 5 水中又は地下に埋設する工事その他完成後外部から確認できない工事を施工するときは、監督員の立会いの下に施工すること。
- 6 工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、貴職又は監督員から図面又は仕様書に基づく改造の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、請求代金の増額又は工期の延長の請求はできないこと。
- 7 受注者の責めに帰する理由によって、頭書の完成期日に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして期限内に届け出ること。この場合において、期限後に完成する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして貴職の承認を受け、遅滞違約金（未済部分の契約金額相当額対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条第1項の規定に基づく率を乗じて計算した額）を支払い、工事を完成すること。
- 8 工事が完成したときは、書面で通知し、検査に合格後に引渡を行うこと。
- 9 工事の施工に関して下請契約等の相手方から暴力団等を排除するとともに、暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について遅滞なく発注者への報告及び警察への届出を行うこと。
- 10 本書に定めのない事項については、建設工事請負契約約款の定めによるほか、必要に応じ、受注者及び発注者が協議の上定めるものとする。

注 請負代金額の記載方法は、下記のうちのいずれかとする。この場合において、「課税事業者」とは消費税の納税義務がある事業者をいい、「免税事業者」とは消費税の納税義務が免除される事業者をいう。

(1) 課税事業者の場合

請 負 代 金 額	円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税額	円

(2) 免税事業者の場合

請 負 代 金 額	円
-----------	---

請 負 工 事 施 工 通 知 書 第 号 年 月 日		
所長 様 部長		
次のとおり契約が締結されたから工事の施工を監督してください。		
工 事 名		
工 事 場 所		
請 負 代 金 額		円
工 期	着 工	年 月 日
	完 成	年 月 日
契約締結年月日		年 月 日
受注者	住 所	
	氏 名	
契 約 内 容		別添請負契約書写しのとおり
指 示 事 項		

注 中間前金払に係る認定を所長に行わせる場合は、指示事項欄に「受注者から中間前金払に係る認定請求書が提出された場合は、調査の上認定すること。」と記載する。

仮 契 約 締 結 通 知 書 第 号 年 月 日	
所長 様 部長	
次のとおり仮契約が締結されたので通知します。 なお、議会の議決があったときは、別途通知します。	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	円
仮 契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
受注者	住 所
	氏 名
仮 契 約 内 容	別添請負仮契約書写しのとおり
指 示 事 項	

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

履 行 期 日 通 知 書

年 月 日付けで仮契約を締結した 工事について、
年 月 日付けで群馬県議会の議決を得たので、 年 月 日を本契約の締結日
とし、同日から工事に着手するよう通知します。

その１（提出用）

ファイル基準		保 存 期 間			書 目 名		
—		長(30)・長() 10・5・3・2・1・1 未			(登録番号 —)		
決 裁 区 分		起 案 年 月 日			起 案 者		
		年 月 日			部 課 (電話番号)		
本内申書のとおりに設計変更してよろしいでしょうか。 なお、決裁のうえは、別案により請負業者に協議したい。							
設 計 変 更 内 申 書 第 号 年 月 日 群馬県知事 様 () 事 務 所 長 次の工事の設計変更をいたしたく内申します。							
工 事 名							
工 事 場 所							
受注者	住所						
	氏名						
契 約 締 結 年 月 日		年 月 日					
契 約 金 額		金 円					
摘 要							
決 裁 年 月 日		公 印 押 印			施 行 年 月 日		
県 報 登 載		公 印 区 分			発 送 区 分		
☐ 要登載 (例規番号 第 号)		1 普通 2 印影印刷 3 事前押印 4 公印省略			1 書面発送 2 ファクシミリ 3 電子メール 4 電子掲示板 5 その他()		

群 馬 県

その 2 （控え用）

ファイル基準		保 存 期 間			書 目 名		
—		長(30)・長() 10・5・3・2・1・1 未			(登録番号 —)		
決 裁 区 分		起 案 年 月 日			起 案 者		
		年 月 日			事 務 所		
					(電話番号)		
本内申書のとおりに設計変更してよろしいでしょうか。							
設 計 変 更 内 申 書							
第 号 年 月 日							
群馬県知事 様							
()							
事 務 所 長							
次の工事の設計変更をいたしたく内申します。							
工 事 名							
工 事 場 所							
受注者	住所						
	氏名						
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日						
契 約 金 額	金 円						
摘 要							
決 裁 年 月 日		公 印 押 印			施 行 年 月 日		
県 報 登 載		公 印 区 分			発 送 区 分		
☐ 要 登 載 (例規番号 第 号)		1 普通 2 印影印刷 3 事前押印 4 公印省略			1 書面発送 2 ファクシミリ 3 電子メール 4 電子掲示板 5 その他()		

〔乙〕 様

(右側)

上記につき、未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって請負契約書第45条に規定する甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は、請負契約書第35条に規定する前金払及び中間前金払並びに請負契約書第38条に規定する部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

- 1 譲渡される甲の建設工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から債権譲渡承諾願4(2)の金額及び本件建設工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件建設工事請負契約が解除された場合においては、本件請負契約書第54条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から債権譲渡承諾願4(2)の金額及び本件建設工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾願4(1)及び(3)の金額は変更後の金額とする。

- 2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合には、速やかに連署にて発注者に群馬県建設工事執行規程第23条の債権譲渡通知書（確定日付のあるもの）を提出すること。
- 3 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 4 甲及び乙は、資金使途について、適切な管理が行われるよう努めるものとする。

群馬県知事

印

(その１)

債 権 譲 渡 通 知 書		
群 馬 県 知 事 あ て		年 月 日
住 所 譲 渡 人 氏 名 印 住 所 譲 受 人 氏 名 印		
年 月 日 付 け で 承 認 を 得 た 債 権 の 譲 渡 に つ い て 、 次 の と お り 譲 渡 し ま し た か ら 今 後 は へ 支 払 っ て く だ さ い 。		
譲 渡 し た 債 権	金 円	
譲 渡 し た 工 事 等	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 年 月 日	
	工 期	
	請 負 金 額	円
	前 回 ま で の 受 領 金 額	円
	差 引 残 額	円
備 考	1 上 記 債 権 に 対 し て 、 増 額 又 は 減 額 の あ っ た と き は 、 変 更 さ れ た 金 額 に よ る 。 2 工 事 を 行 わ な か っ た と き は 、 そ の 割 合 で 減 額 さ れ た 額 と す る 。	
債 権 者 債 務 者 群 馬 県 知 事		

注 必 ず 確 定 日 付 の あ る も の を 提 出 さ せ る こ と 。

(その2)

(信用保証協会による流動資産担保融資保証又は下請振興関連保証用)

債 権 譲 渡 通 知 書		
群馬県知事 あて		年 月 日
住 所 譲渡人 氏 名 印		
住 所 譲受人 氏 名 印		
年 月 日付けで承認を得た債権の譲渡について、次のとおり譲渡しましたので民法第467条に基づき通知いたします。なお、今後は譲受人が指定する下記の口座へ支払ってください。		
譲渡した債権	金 円	
譲渡した工事等	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 年 月 日	
	工 期	
	請 負 金 額	円
	前回までの受領金 額	円
	差 引 残 額	円
	口 座 振 込 先 (替)	銀 行 支 店 預 金 番 (口座名義人)
備 考	1 上記債権に対して、増額又は減額のあったときは、変更された金額による。 2 工事を行わなかったときは、その割合で減額された額とする。 3 譲渡人名義の口座とする場合、譲渡人が譲受人からの委任を受けて引き続き回収に当たる。	
債 権 者 債 務 者 群馬県知事		

注 必ず確定日付のあるものを提出させること。

様式－23

年月日：令和 年 月 日

（発注者）

あて

（受注者）

工期延期届

工事請負契約書第22条による工期の延長を下記のとおり請求します。

記

工 事 名	
契約年月日	
工 期	自 至
延長工期	自 至
理 由	

(注) 1 必要により下記書類を添付すること。
a 工程表（契約当初工程と現在迄の実際の工程及び延長工程の3工程を対象させ、詳細に記入）
b 天候表、気温表、湿度表、雨量表、積雪表、風速表等工期中と過去の平均とを対照し最寄气象台等の証明等をうけること。
c 写真、図面等
2 理由は詳細に記入すること。

建設工事変更請負契約書

年 月 日付けで発注者 と受注者
との間で締結した建設工事請負契約（以下「原契約」という。）の一部
を変更する契約を次のとおり締結する。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 原契約 3 の工期「 年 月 日から 年 月 日ま
で」を「 年 月 日から 年 月 日ま
で」に改める。
- 4 原契約 4 の請負代金額「金 円（うち取引に係る消費税及び
地方消費税額 金 円）」を「金 円（うち取引に係る
消費税及び地方消費税額 金 円）」に改める。
- 5 変更工事内容
別冊変更設計書・変更工程表のとおり
- 6 その他
原契約条項のとおり

本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、
各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 住所

氏名 印

受注者 住所

氏名 印

注 3 及び 4 については、変更があるときのみ記載し、変更のないときは
削除すること。

工 事 変 更 請 書

年 月 日

群馬県知事

あて

住所
受 注 者
氏 名

印

年 月 日付けで協議のあった建設工事請負契約の変更については、次のとおりお請けします。

工 事 名		
工 事 場 所		
原 契 約 請 負 代 金 額		円 うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
変 更 請 負 代 金 増 (減) 額		円 うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
変 更 後 請 負 代 金 額		円 うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
変 更 工 事 内 容		別冊変更設計書・変更工程表のとおり
変 更 前 の 工 期	着 工	年 月 日
	完 成	年 月 日
変 更 後 の 工 期	着 工	年 月 日
	完 成	年 月 日
そ の 他		年 月 日契約の原契約条項のとおり

注 消費税の納税義務が免除される事業者の場合は、表中「うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円」を削ること。

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

印

工事請負契約変更協議書

貴殿と締結した請負工事契約を次のように変更したいので、原契約書（原請書）第 条により協議します。

原契約 の名称	工 事 場 所		
	工 事 名		
	契約締結年月日		年 月 日
	請 負 金 額		金 円
	工 期	着 工	年 月 日
		完 成	年 月 日
協 議 (変更) 事 項	工 事 内 容		
	請 負 金 額		金 円
	一時中止期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
	工 事 完 成 日		年 月 日
	そ の 他		

様式－１９

年月日：令和 年 月 日

（発注者）

あて

（受注者）

請負工事既済部分検査請求書

工事請負契約書第38条第2項により既済部分検査を請求します。

記

工事名	
工期	自
	至

出 来 形 調 書								
請 負 者 (商号又は 名称)					検査年月日		年 月 日	
					区 分		職	氏 名
工 事 名					検 査 員			
工事場所					立 会 員			
請負代金額					主 務 課 長 又は 所 長 名			
名 称	寸法	設計 数量	出来形 歩合	出来形 数量	単位	単価	金 額 (円)	摘 要
計								
出来形部分相当額 A								
部分払限度額 B								
前回までの部分払支払額 C								
差引今回支払限度額 D = (B - C)								

本件は「債権譲渡案件」でないことを確認した。□ (レ点チェック)

注 1 前払金及び中間前払金の支払をしているときの部分払限度額Bに記載する金額は、次の算式により算定すること。

$$\text{出来形部分相当額 A} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額} + \text{中間前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

2 特別の事情のあるときは、この様式に準じて作成すること。

3 前払金及び中間前払金の支払をしていないときの部分払限度額Bに記載する金額は、出来形部分相当額Aに対する10分の9の額とすること。

様式－29

年月日：令和 年 月 日

群馬県知事 あて

(受注者)

完成通知書

下記工事は令和 年 月 日をもって完成したので建設工事請負契約書第32条第1項に基づき通知します。

記

1. 工 事 名

2. 請負代金額 ￥

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 工 期	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日

(注) 本文の年月日は実際に完成した年月日を記載する

様式－5(1)

年月日：令和 年 月 日

請求書（完成代金）

群馬県知事

あて

請求者（住所）
（氏名）

下記のとおり請求します。

請求金額 円

ただし、次の工事の（完成代金）として

工事名

契約日 令和 年 月 日

契約金額 円

振込希望金融機関名 店

預金の種別

口座番号

口座名義

フリガナ

振込指定コード番号

（注）1.（ ）には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。

2. 部分払金を請求する場合は、請求内訳書（部分払の場合又は国債部分払の場合）を添付すること。

3. 指定部分完済払代金を請求する場合には、請求内訳書（指定部分払の場合）を添付すること。

年 月 日

群馬県知事 へ

発注者 住所
(受注者)
氏 名

について ()

次のとおり
項の規定により

ので建設工事請負契約約款第 条
します。

記

- 1 工事名及び工事場所
- 工事名

工事

市
郡

町
村

大字

内地
地
先

2

指 定
監 督 員 通 知 書
變 更

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

指定
次のとおり監督員を したので、建設工事請負契約約款第9条第1項の
変更
規定により通知します。

記

1 工事名及び工事場所

市 町 内
工 事 大字 地
郡 村 先

2 監督員の所属、職及び氏名

所 課
職 氏 名

3 権限の分担

4 特に権限を委任した事項

注 変更の場合は、変更の前後を記載する。

工事完成検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

下記工事は、完成検査の結果、合格したので、建設工事請負契約約款第31条第2項の規定により通知します。

記

工 事 名	工 事			
工 事 場 所	市	町	内	
	大字		地	
	郡	村	先	
請 負 代 金 額	金	円		
工 期	年	月	日	から
	年	月	日	まで
検 査 年 月 日	年	月	日	

請負代金代理受領承諾申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
(受注者)
氏 名 印

貴職発注に係る下記債権の受領に関する権限を、別添委任状により
に委任することといたしたいので、ご承諾くださるよう
建設工事請負契約約款第 条第 項の規定に基づき申請いたし
ます。

なお、ご承諾の上は、下記債権の請負代金は、
に送金ください。

債 権 の 表 示

- (1) 工 事 名
(2) 契約年月日 年 月 日
(3) 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
(4) 請負代金額
(5) 代理受領額

申請のとおり承諾する。

第 号
年 月 日

群馬県知事 印

注 この申請書は、例を示すものであり、申請に当たっては、この申請
書を参考にして作成すること。

参考 建設工事請負契約約款(抜粋)

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の
受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合
において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代
理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第
33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の
規定に基づく支払いをしなければならない。

委 任 状

	住 所	
委 任 者	氏 名	印
	住 所	
受 任 者	氏 名	印

(以下「委任者」という。)は、
(以下「受任者」という。)を代理人と定め、委任者が有する下記債権の受領に関する権限について、次の事項を特約の上委任します。

- 1 委任者は、受任者の同意なしに委任の解除又は変更しないこと。
- 2 委任者は、受任者以外の者に重ねて委任しないこと。
- 3 委任者は、直接に下記債権の受領を行わないこと。
- 4 この委任は、委任者が受任者に対し負担する債務の担保として行うものであり、受任者がこの契約に基づき受領した請負代金は、委任者が受任者に対して負担している債務の弁済期限にかかわらず、その債務の弁済に充当することができる。

債 権 の 表 示

- (1) 発注者名
- (2) 工 事 名
- (3) 契約年月日 年 月 日
- (4) 工 期 年 月 日から、 年 月 日まで
- (5) 請負代金額
- (6) 代理受領額

注 この委任状は、例を示すものであり、申請に当たってはこの委任状を参考にして作成すること。

参考 建設工事請負契約約款(抜粋)

(第三者による代理受領)

- 第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

※「資格者証(写し)」を添付する。

様式－ 1 (2)

年月日：

経 歴 書

(現場代理人等氏名)

現 住 所

生 年 月 日

*最 終 学 歴

資格及び資格番号

*職 歴

*工 事 経 歴

*は、必要により記載する。

- ・現場代理人
- ・主任技術者
- ・監理技術者
- ・監理技術者補佐
- ・専門技術者

様式－2

年月日：

(発注者) あて

(受注者)

請負代金内訳書

工 事 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事
契約年月日 令和○年○月○日
工 期

～ 迄

費 目	工 種	種別	細別	規 格	単位	員 数	単価	金 額

(直接工事費のうち、材料費 円) ※
(直接工事費のうち、労務費 円) ※
(現場管理費のうち、法定福利費 円) ※
(工事原価のうち、安全衛生経費 円) ※
(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 円) ※

※括弧内の材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金については、別紙としてもよい。

様式-3 (1)

工 程 表

年月日：

群馬県知事

あて

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

工 期 自

至

(受注者)

[illegible]

記載要領	1 工種は工事数量総括表の工種を記載する。(工種以外でも必要なものは、記載する。) 2 予定工程は黒実線をもって表示する。
------	---

- | | | |
|------|---|---|
| 記載要領 | 1 | 工種は工事数量総括表の工種を記載する。（工種以外でも必要なものは、記載する。） |
| | 2 | 当初契約の工程は黒実線をもって表示する。また、変更契約の工程は下段に黒点線もしくは赤実線をもって表示する。 |

様式－ 5 (1)

年月日：

請求書 ()

群馬県知事

あて

請求者 (住所)

(氏名)

下記のとおり請求します。

請求金額 ￥

ただし、次の工事の()として

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

契約日 令和○年○月○日

契約金額 ￥

振込希望金融機関名 店

預金の種別

口座番号

口座名義

フリガナ

振込指定コード番号

- (注) 1. () には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。
2. 部分払金を請求する場合は、請求内訳書（部分払の場合又は債務の場合）を添付すること。
3. 指定部分完済払代金を請求する場合には、請求内訳書（指定部分払の場合）を添付すること。

様式－ 5 (2)

(部分払の場合)

請 求 内 訳 書

1.	請負代金額	(A)	¥		
2.	前払金額	(B)	¥		
3.	出来高金額	(C)	¥		
4.	前回までの出来高金額	(D)	¥		
5.	今回の出来高金額	(E=C-D)	¥		
6.	請求し得る金額	$(E \times (9/10 - B/A))$	¥	$B/A =$ $\div$	% %
7.	今回請求する金額		¥		

- (注) 1. (6) 欄の末尾にはB/Aの割合を記入すること。ただし、B/Aの率は1%未満は切上げ、今回請求する金額は1,000円単位に切り下げて丸めること。
2. 工事請負契約書第38条第6項及び第7項により算出

様式－ 5 (3)

(債務の場合)

請 求 内 訳 書

区 分	金 額	備 考
出来高金額 A	¥	
今回請求する年度までの各年度の 出来高と予定額の総額 B	¥	
$A \times 9/10$ C	¥	
前回までの受領済額 (前会計年度までの受領済額＋当該会計年 度の部分払金受領済額) D	¥	
前年度までの出来高予定額＋ 出来高超過 E	¥	前年度までの出来高予定額 ¥ 出来高超過 ¥
当該年度の前払金/ 当該年度の出来高予定額 F	¥	% ÷ %
請求し得る金額 $C - D - \{ (A - E \times F) \}$ G	¥	
今回請求する金額	¥	

- (注)
1. $A \geq B$ の場合は、C～Gまでは記入しない。
 2. C欄の金額は、円以下銭まで算出すること。
 3. F欄の率は、小数点以下は切り上げること。
 4. 今回請求する金額は、千円未満を切り捨てること。
 5. 工事請負契約書第42条第2項(2)により算出する。
 6. 工事請負契約書第41条第2項(1)を採用した場合(中間前払金)は、次のとおり読み替えるものとする。

イ D欄については「前年度会計年度までの受領金額」とする。

ロ E欄については「前年度までの出来高予定額」とする。

ハ F欄については「 $\frac{\text{当該会計年度の前払金} + \text{当該会計年度の中間前払金}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}$ 」
 7. 請負代金相当額は出来高金額(工事請負契約書第38条第2項に基づく既済部分検査後の協議済額)とする。

様式－ 5 (4)

(指定部分払の場合)

請 求 内 訳 書

名称	区分	総額	内訳	
			指定部分	その他
請負代金額	A	¥	a'	a''
前払金額	B	¥	b'	b''
前回までの出来高 部分払金受領済額	C	¥	c'	c''
請求し得る金額	D	¥	d'	

(注) 1. 各計算は次によるものとする。
 $b' = a' / A \times B$ (円未満は切り上げること)
 $b'' = B - b'$
 $D = a' - b' - c'$

2. 上記b' の計算は債務工事以外の場合に使用し、債務工事の場合は、
 契約担当が指示する。

様式－ 1 6

年月日：

(発注者)

あて

(受注者)

指 定 部 分 完 成 通 知 書

下記工事の指定部分は、 年 月 日 をもって完成したので工事請負
工事請負契約書第39条第1項に基づき通知します。

記

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

工 期 自 至

請負代金額 ￥

指定部分工期 自 至

指定部分に対する請負代金額 ￥

(注) 債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の
出来高予定額を記入すること。

【記載例】

(出来高予定額)	○○年度	¥	△△△
	〃	〃	
	□□年度	¥	×××

様式-17

年月日：

(発注者)

あて

(受注者)

指定部分引渡書

下記工事の指定部分を工事請負契約書第39条第1項に基づき引渡します。

工 事 名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事
指 定 部 分	
全 体 工 期	自 至
指定部分に係る工期	自 至
請 負 代 金 額	¥
指定部分に係る請負代金額	¥
指定部分に係る検査年月日	

工事出来高内訳書

○○○○○○○○○○○○○○○○工事

〇〇〇〇建設株式会社 〇〇支店

[illegible]

様式－ 2 1

年 月 日

(発注者)

あて

(受注者)

修 補 完 了 届

年 月 日の () 検査において、指示されました

修補部分については、下記のとおり完了しましたのでお届けいたします。

記

工 事 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

契 約 額

工 事 場 所

契 約 年 月 日

期 限 年 月 日

完 了 年 月 日

修補、改造箇所及び補修内容

(注) 本文 () 内には検査種類を記入する。

様式－ 2 2

年月日：

受信者：「受注者名」又は『（発注者名）』
あて

発信者：「（発注者名）」又は『受注者名』

工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第34条第1項
に基づき（ 協議 ・ 承諾 ）する。

記

1. 使用目的

2. 使用部分

3. 使用期間 自
 至

4. 使用者

5. その他

-
- （注） 1. （協議・承諾）には、いずれかに印をつける。
2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「発注者名」
として、発注者が作成する。
3. 承諾の場合は、受信者を『発注者名』、発信者を『受注者名』
として、受注者が作成する。

様式-24

支 給 品 受 領 書

(発注者)

あて

年月日:

受注者 (住所)

(氏名)
(現場代理人氏名)

下記のとおり支給品を受領しました。

記

工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事					契約年月日	令和〇年〇月〇日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考	
			前回まで	今 回	累 計		

様式-27

年月日:

(発注者)

あて

受注者 (住所)

(氏名)

(現場代理人氏名)

建設機械借用・返納書

本工事における使用建設機械を機能現況確認の上、下記のとおり

しました。

工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事						
建設機械名	型式	機械番号	付属品			引渡しを受けた場所	備考
			名称	規格	数量		

引渡し立会者

発注者 (氏名)

借受人 (氏名)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1

様式－ 3 0

年月日：

群馬県知事

あて

(受注者)

引 渡 書

下記工事を工事請負契約書第32条第4項に基づき引渡します。

- 1. 工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事
- 2. 請負代金額 ￥
- 3. 検査年月日

年月日：

(発注者)

あて

(受注者)

認 定 請 求 書

工事請負契約書第35条第4項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

契 約 日 令和〇年〇月〇日

工 事 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

工 期 自 至

工事場所

請負代金額 ￥

(注) 債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の出来高予定額を記入すること。

【記載例】

(出来高予定額)	〇〇年度	¥	△△△
	}		}
	□□年度	¥	×××

様式－14

工 事 履 行 報 告 書

工事名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事		
工期	～		
日付	(月 分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

認 定 調 書		
		文 書 番 号 年 月 日
(受注者)	様	
	(認定者)	印
下記工事について、その進捗を調査したところ、中間前払金を支払うことができる要件を具備していることを認定します。		
記		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	着工	年 月 日
	完成	年 月 日
請負代金額	円	
摘 要	本件は「債権譲渡案件」でないことを確認した ☐ (レ点チェック)	

様式－6 (1)

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) あて

(受注者)

工事請負契約書第19条の2に基づきVE提案書を提出いたします。

工事件名： ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		連絡者 氏 名 TEL FAX
VE提案の概要 注) 記入欄が不足する場合には、様式－6 (1)の2として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号		項 目 内 容	
-----	--	---------	--

(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比

【現状】 略図等	【改善案】 略図等
--------------------------------------	---------------------------------------

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

(5) その他

様式－6 (4)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

第 号
令和 年 月 日

V E 提 案 採 否 通 知 書

住 所
請負人
氏 名 様

(支出負担行為担当者)

工事名

令和 年 月 日付けで提出されました上記建設工事のV E 提案に対する
審査結果について、次のとおり通知します。

V E 提案項目数				
採用項目数				
不採用項目数				
V E 提案に対する採否及びその理由				
番 号	項 目 内 容	採否の区分	採 否 の 理 由	特記事項

採否に関する問い合わせ先